

# 東洋水産株式会社定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1条 当社は、東洋水産株式会社と称する。

英文では TOYO SUISAN KAISHA, LTD. と表示する。

(目 的)

第 2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 農畜水産物の購入、製造、加工および販売ならびに販売の受託
- 2 水産物その他の貿易に関する事業
- 3 製氷に関する事業
- 4 水産物その他の冷凍ならびに保管貯蔵
- 5 漁業に関する事業
- 6 燃料油販売に関する事業
- 7 たばこならびに飲食物の販売
- 8 食堂の経営
- 9 倉庫業、運輸業、貨物運送取扱業および通関業
- 10 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療器具、毒物、劇物および日用雑貨品の輸入、製造ならびに販売
- 11 不動産の売買および媒介ならびに賃貸、管理に関する事業
- 12 前各号に付帯または関連する事業ならびに投資

(本店の所在地)

第 3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第 4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告の方法)

第 5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6条 当社の発行可能株式総数は、427,000,000株とする。

(自己株式の買受け)

第 7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受

けることができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の 1 単元の株式の数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 株式に関する手続きおよび取扱いならびに手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集する。

- ② 臨時株主総会は必要の際、随時これを招集する。

(基準日)

第 13 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、あらかじめ公告して一定の日を定め、その日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。

(議 長)

第 14 条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要

しないものとする。

(決議方法)

第16条 株主総会の決議は法令または定款に別段の定めのある場合のほか出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によってこれをなす。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。

## 第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は20名以内とする。

(選任決議)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。
- ③ 取締役の選任決議については累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名置くことができる。

(顧問および相談役)

第22条 取締役会の決議により顧問および相談役を置くことができる。

- ② 顧問および相談役は取締役会の諮問に応じ意見を述べる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の招集者および議長)

第24条 取締役会の招集および議長は取締役社長がこれに当たる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数で行う。

- ② 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し

たときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規則)

第26条 取締役会については、本定款のほか取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は4名以内とする。

(選任決議)

第29条 監査役は株主総会の決議によって選任する。

- ② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

(任期)

第30条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠により選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(監査役会の招集者および議長)

第33条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

- ② 監査役会の議長は、招集した監査役がこれに当たる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除いて、監査役の過半数で行う。

(監査役会規則)

第35条 監査役会については、本定款のほか監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役との責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。
- ③ 前2項の配当金はその支払提供をしてから満3年以内に受領されないときは、当社は支払義務を免れる。
- ④ 剰余金の配当には利息をつけない。

(附則)

- ① 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- ② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- ③ 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

1972年5月30日改正  
1975年5月30日改正  
1976年6月29日改正  
1977年6月29日改正  
1980年6月27日改正  
1982年6月29日改正  
1991年6月27日改正  
1994年6月29日改正  
1995年6月29日改正  
1996年6月27日改正  
1997年6月27日改正  
1998年6月26日改正  
1999年6月29日改正  
2001年6月28日改正  
2002年6月27日改正  
2003年6月27日改正  
2004年6月29日改正  
2006年6月29日改正  
2009年6月26日改正  
2014年6月27日改正  
2014年10月1日改正  
2015年6月26日改正  
2022年6月23日改正